

非核三原則の早期法制化を求める意見書

広島・長崎の原爆被爆から 67 年が経ちました。

「ふたたび被爆者をつくるな」という原爆被害者の悲痛の願いをはじめとして、わが国の「非核三原則」を国是とする核兵器反対の政策は、世界中の国々、国民を動かして、いくどとなく訪れた核兵器使用の危機を防いできました。

今、核兵器廃絶をめざす潮流は、さらにその流れを強めています。

核兵器を使用した唯一の国であるアメリカのオバマ大統領が「核兵器のない世界」を迫及していくことを明言しました。

今こそ日本は、核戦争唯一の被害国として、核兵器廃絶に向けた主導的役割を果たすべきときです。

そのためにも「非核三原則」を国是としてかかげるだけでなく、その法制化を早期にはかることによって、国際的な世論のリーダー役としての明確な意見を示すことができると信じます。

よって、国会及び政府におかれましては、被爆国日本として世界の諸国、諸国民からかけられている期待の大きさを踏まえて、「非核三原則」の法制化の決断を早期に決断されることを要請します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 3 月 15 日

宮城県大河原町議会

衆議院議長 伊吹 文明 殿
参議院議長 平田 健二 殿
内閣総理大臣 安倍 晋三 殿